

利用料金 【医療保険】

(令和 6 年 6 月改定)

単位：円

訪問看護基本療養費、訪問看護管理療養費	1 割負担金額	2 割負担金額	3 割負担金額
月の初日の訪問看護の場合	1,320	2,640	3,960
月の 2 日目以降の訪問の場合	*R7.10 月まで 810 *R7.11 月以降 860	1,610 1,710	2,420 2,570
入院中に外泊をされた際に訪問を行った場合	850	1,700	2,550

加算項目	1 割負担金額	2 割負担金額	3 割負担金額
24 時間対応体制加算	*R7.8 月まで 650/月 *R7.9 月以降 680/月	1,300/月 1,360/月	1,950/月 2,040/月
緊急訪問看護加算 (14 日まで)	270/回	530/回	800/回
緊急訪問看護加算 (15 日以降)	200/回	400/回	600/回
夜間 (18 時～22 時)・早朝 (6 時～8 時) 訪問看護加算	210/回	420/回	630/回
深夜 (22 時～6 時) 訪問看護加算	420/回	840/回	1,260/回
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	200	400	600
特別管理加算Ⅰ (重症度の高い場合)	500/月	1,000/月	1,500/月
特別管理加算Ⅱ (上記以外)	250/月	500/月	750/月
長時間訪問看護加算	520/週	1,040/週	1,560/週
訪問看護情報提供療養費 1 (市町村または事業所等)	150/月	300/月	450/月
訪問看護情報提供療養費 2 (学校等)	150/月	300/月	450/月
訪問看護情報提供療養費 3 (保険医療機関等)	150/月	300/月	450/月
複数名訪問看護加算 (看護師と訪問)	450/週	900/週	1350/週
複数名訪問看護加算 (看護補助者と訪問)	300/週	600/週	900/週
精神科・難病等複数回訪問加算 (1 日に 2 回訪問)	450	900	1,350
精神科・難病等複数回訪問加算 (1 日に 3 回以上訪問)	800	1,600	2,400
退院時共同指導加算 (退院前の会議に参加) (初回)	800	1,600	2,400
特別管理指導加算	200	400	600
退院支援指導加算 (退院した当日の訪問看護) (退院した当日の訪問 90 分以上)	600/回 840/回	1,200/回 1,680/回	1,800/回 2,520/回
精神科重傷者支援管理連携加算 (集中的な支援が必要な場合)	840/月	1680/月	2520/月
精神科重傷者支援管理連携加算 (上記以外の場合)	580/月	1160/月	1740/月
訪問看護ターミナルケア療養費 1	2,500/回	5,000/回	7,500/回
訪問看護ターミナルケア療養費 2 (施設等)	1,000/回	2,000/回	3,000/回
ベースアップ評価料Ⅰ	78/月	156/月	234/月
訪問看護医療 DX 情報活用加算	5/月	10/月	15/月

① 24 時間対応体制加算

必要に応じて、電話や訪問等により対応できる体制があり、24 時間対応体制における看護業務の負担軽減の取り組みを行っている場合

② 緊急訪問看護加算

利用者または家族に対して 24 時間対応体制にあり、計画的に訪問することになってない緊急時の訪問を必要に応じて行った場合

③ 在宅患者緊急時等カンファレンス加算

利用者の急変時に関係する医療機関職種で会議を行い、利用者や家族に必要な指導を行った場合

④ 夜間・早朝・深夜 訪問看護加算

通常の営業時間外である夜間・早朝・深夜に訪問看護を行った場合

⑤ 特別管理加算

- I 在宅麻薬等注射・化学療法注射指導管理を受けている状態、気管カニューレや留置カテーテル等を使用している場合
- II 点滴を週 3 回以上、真皮を超える褥創の状態、在宅酸素など医療器具などの管理が必要な状態、人工肛門や人工膀胱を設置している状態

⑥ 長時間訪問看護加算

特別管理状態にある方や特別訪問看護指示書が交付されている方に対し 1 回の訪問看護が 90 分を超える場合

⑦ 訪問看護情報提供療養費

- 1 市町村または事業所からの求めに応じた情報提供
- 2 学校等からの求めに応じた情報提供
- 3 保険医療機関等からの求めに応じた情報提供

⑧ 複数名訪問看護加算

1 人での看護を行うのが困難な状況と判断し、複数の看護師または、看護師等と看護補助者が行う場合

⑨ 精神科・難病等複数回訪問加算

医科点数表の区分番号 I1016 に掲げる精神科在宅患者支援管理料を算定する利用者、厚生労働大臣が定めた疾病、特別管理加算の対象者に医師の指示に基づき、1 日に 2 回、または 3 回以上訪問した場合

⑩ 退院時共同指導加算

退院や退所にあたり主治医または施設職員とともに療養上の指導を行い、内容を文書で利用者に情報提供した場合

⑪ 特別管理指導加算

退院後、特別な管理を要する利用者に対して、退院時共同指導を行った場合

⑫ 退院支援指導加算

退院当日の 60 分未満もしくは 90 分を超えて訪問看護を行い、長時間訪問看護加算を算定している場合

⑬ 精神科重傷者支援管理連携加算

精神疾患の病状が不安定な方を病院から在宅療養に移行できるように、保険医療機関と連携して訪問看護を行う場合

⑭ 訪問看護ターミナルケア療養費

主治医との連携のもとに死亡日および死亡日前 14 日以内に 2 日以上 of ターミナルケアを提供した場合
(ターミナルケア後、24 時間以内に在宅以外で死亡した場合も含む)

⑮ ベースアップ評価料

医療関係職員の賃金の改善を実施している場合

⑯ 訪問看護医療 DX 情報活用加算

電子資格確認により、利用者の診療情報を取得し、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合